

平成 19 年 7 月 2 日 制定
平成 19 年 7 月 5 日 施行
平成 24 年 6 月 22 日 改定
平成 25 年 4 月 1 日 施行

会員規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本内部監査協会（以下「本会」という。）の定款（以下「定款」という。）に定められた事項のほか、本会の会員（以下「会員」という。）に関し必要な事項を定める。

(権利)

第 2 条 会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

(1) 正会員

- ア. 本会機関誌『月刊監査研究』の配付を受けることができる。
- イ. 会員代表者は内部監査人協会（IIA）の国際会員として登録される。
- ウ. 会員向け研修会「監査問題解説コース」、「内部監査基礎コース」、「IIA 監査情報解説コース」に研修費無料で参加することができる。
- エ. 一般向け研修会（研修費有料）に所定の割引研修費で参加することができる。
- オ. 本会ホームページの会員サイトを利用することができる。
- カ. 会員を対象とする研究会に、それぞれの運営規約に従い、参加することができる。
- キ. 会員間の交流による情報交換の意味から、希望する会員他社に対する紹介を協会に依頼することができる。
- ク. 本会機関誌『月刊監査研究』の追加購読を希望するとき、あるいは本会機関誌『月刊監査研究』に加えて内部監査人協会（IIA）機関誌『Internal Auditor』の購読を希望するときは、特別購読申込書を提出し有償で配付を受けることができる。

(2) I I A 個人会員

- ア. 本会機関誌『月刊監査研究』又は内部監査人協会（IIA）機関誌『Internal Auditor』の配付を受けることができる。
- イ. 内部監査人協会（IIA）の国際会員として登録される。
- ウ. 一般向け研修会（研修費有料）に所定の割引研修費で参加することができる。
- エ. 本会ホームページの会員サイトを利用することができる。
- オ. 公認内部監査人(CIA)有資格者にあつては、研究会「CIA フォーラム」に、運営規約に従い、参加することができる。

(3) 名誉会員

- ア. 本会機関誌『月刊監査研究』又は内部監査人協会（IIA）機関誌『Internal Auditor』の配付を受けることができる。
- イ. 内部監査人協会（IIA）の国際会員として登録される。
- ウ. 本会ホームページの会員サイトを利用することができる。

(入会日)

第3条 正会員及び IIA 個人会員の入会日は、入会申込書を本会が受理し、理事会の承認を得てかつ当該年度会費の納入が確認できた日とする。

2 名誉会員の入会日は、会長又は代表理事の推薦により理事会において承認された日とする。

(退会日)

第4条 会員の退会日は、定款第9条に定める退会届の退会年月日欄に記載してある日とする。ただし、退会日は退会届の提出日より遡ることはできない。

(資格の復活)

第5条 定款第11条第3号の規定により会員の資格を喪失した者は、資格喪失の事実が発生した日から1年以内に未納会費及び当該年度会費を一括納入することにより、会員の資格を復活させることができる。

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の議を経、社員総会の承認を受けなければ、変更することができない。

(雑則)

第7条 この規程に定める事項のほか、会員に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 平成24年6月22日の改定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。